

平成 26 年度 第 2 回「個人情報保護研究セミナー」 — 個人情報を守る時代的要請から生まれる新たな課題 —

7月31日(木)に日本印刷会館において、個人情報保護研究会主催の第2回「個人情報保護研究セミナー」が開催された。100名の参加者は、6月24日にIT総合戦略本部において決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の内容と関連する海外動向について説明を受け、パーソナルデータの利活用に向けた取組みと、個人情報保護のあり方を巡る内外の動向について理解を深めた。

以下に講演内容の主な点を示します。

I. 『プライバシー・個人情報保護マネジメントに関する国際的動向』

慶應義塾大学 S F C 研究所
上席所員 (訪問) 野村 至

我が国の「個人情報保護法」や「JIS Q 15001」は、1980年に採択されたOECDプライバシーガイドラインで示された個人情報の保護に関する8原則に準拠しているが、このガイドラインが30年を経て2013年に改正された。この改正内容と個人情報に関する最新の海外動向について解説があった。

1. OECDプライバシーガイドラインの改正内容

- ・1980年「OECDプライバシーガイドライン」が採択され、30年を経て2013年に改正された。主な改正内容は次の通り。
 - ① プライバシーを保護する法の執行に係る責任を有する“プライバシー執行機関”として公的な機関を設立する。
 - ② 責任の原則を促進させる手段として“プライバシーマネジメントプログラム”の概念を導入する。
 - ③ 個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に“データセキュリティ侵害の通知”を行う。
 - ④ “国内実施”にあたっては、国内プライバシー方針を発展させることを加盟国に推奨している。
 - ⑤ プライバシー法の国境を越えた執行協力を容易にするため、“国際協力と相互運用性”を図る。

※OECDプライバシーガイドライン8原則

- ① 収集制限の原則
- ② データ内容の原則
- ③ 目的明確化の原則
- ④ 利用制限の原則
- ⑤ 安全保護の原則
- ⑥ 公開の原則
- ⑦ 個人参加の原則
- ⑧ 責任の原則

2. プライバシー・バイ・デザイン

- ・プライバシー・バイ・デザインとは、1990年代にアン・カブキアン博士が提唱した「技術」「ビジネス・プラクティス」「物理設計」のデザイン仕様にプライバシーを埋め込むことで、プライバシーを保護するためのアプローチである。

・7つの基本原則

- ① 事前的 / 予防的
- ② 初期設定としてのプライバシー
- ③ デザインに組み込み
- ④ ゼロサムではなく、ポジティブサム
- ⑤ 徹底したセキュリティ
(ライフサイクルを保護)
- ⑥ 可視化 / 透明性
- ⑦ ユーザーの尊重

3. プライバシー影響評価 (PIA)

- ・PIAは、個人情報の収集を伴う情報システム導入または改修にあたりプライバシーへの影響を「事前」に評価し、法的問題とプライバシーリスクの問題回避または緩和のための法的・運用的・技術的な変更を促す一連のプロセスであり、プライバシーに関するリスクマネジメント手法である。

4. APEC CBPR

- ・2004年にAPECプライバシー原則を定め、APEC各国に対して、この原則に基づいた個人情報保護制度を国内において策定するよう勧奨。ビジネスのグローバル化に伴い、国境を越えて移転する個人情報を適切に保護する必要性が高まったことから、APECでは「越境プライバシールールシステム (CBPRシステム)」を構築。

5. ISO 29100 (プライバシーフレームワーク)

- ・ISO 29100(プライバシーフレームワーク)とは、情報通信技術システムにおける個人識別情報 (PII: Personal Identifiable Information) の商業利用の増加、国を超えた PII 共有、情報通信技術の複雑さ増大に対して、保護に関する原則や枠組みを提供し、「プライバシーに関する用語」「PII 処置に関する関係者とその役割」「プライバシー保護要件」「プライバシー保護原則」を明確にした。



II. 『パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱の紹介』

慶應義塾大学 総合政策学部
教授 新保 史生

2014年6月24日にIT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が決定された。本講演ではこの改正大綱の基本的な考え方、制度設計について解説があった。

1. 基本的な考え方

(1) 制度改正の主旨

① 「利活用の壁」を取り払うために

- ・ パーソナルデータの「利活用の壁」を生じさせている「グレーゾーン」の要素は、情報の多種多様性及び情報通信技術の進展等を背景とした「個人情報」の範囲についての法解釈の曖昧さによる。

② 機動的な対応を可能とするために

- ・ 情報の種類や利活用の方法、個人のプライバシーに対する意識が時代とともに変化している中で、適時・適切に対応するために法律で定めるべき範囲と政省令や規則、ガイドライン等で対応すべき範囲とを適切に分けるとともに、機動的な対応を可能とする上で有益な民間の自主的な取組を補助し促進できるような制度が必要である。

③ 確実な制度執行を行うために

- ・ 民間の自主的な取組を実効性あるものとするためにも、その認定等に関わる公的な機関が必要となる。

④ 制度の国際的な緩和のために

- ・ 企業活動がグローバル化し、我が国の企業が他国の企業との間でパーソナルデータを共有し、又は相互に移転を可能とするためには、諸外国における個人情報及びプライバシーの保護に関する議論や法整備の進展状況を踏まえ、国際的に調和のとれた信頼性のある制度を整備することが必要である。

(2) 制度改正内容の基本的な枠組み

① 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等

- ・ 具体的には、個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。

② 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組みの活用

- ・ 民間団体が業界の特性に応じた具体的な運用ルール（例：個人の特定性を低減したデータへの加工法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害への対応策）を作成した場合は、その認定等において、第三者機関が関与して実行性を確保する枠組みを創設する。

③ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- ・ パーソナルデータの利活用の促進に向けて、法令や民間の自主規制ルールを実効性あるものとして運用するために、独立した第三者機関の体制を整備する。

(3) 今後のスケジュール

改正法の施行時期等については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るが、以下を目途とする。

- ・ 平成27年(2015年)1月以降、可能な限り早期に関係法案を国会に提出。
- ・ 改正法の成立後、周知及び準備が必要な部分を除き早期に施行するとともに、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始。
- ・ その後、可及的速やかに残りの部分についても施行する。



2. 制度設計

パーソナルデータの適正な取扱いを定めることを目的とし、以下の点に関して制度を見直す。

(1) パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

(2) 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組みの活用

- ・ 基本的な制度の枠組みに関する規律
- ・ 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設
- ・ 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

(3) 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- ・ 第三者機関の体制整備
- ・ 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合

(4) グローバル化への対応

- ・ 域外適用
- ・ 執行協力
- ・ 他国との情報移転

(5) その他の制度改正事項

- ・ 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い
- ・ 学術研究目的の個人情報等の取扱い

(6) 継続的な検討課題

- ・ 新たな紛争処理体制の在り方
- ・ いわゆるプロファイリング
- ・ プライバシー影響評価 (PIA)
- ・ いわゆる名簿屋

パーソナルデータの利活用に関しては1月の通常国会に法案の提出が予定されている。個人情報保護研究会では今後の法規制・指針等の動向を注視し随時セミナーを開催致します。

セミナーの最新情報等は日印産連HP内Pマーク審査センターサイトに掲載しますのでご覧下さい。

<http://www.jfpi.or.jp/p-mark/index.html>